

ベティ・リアドン／アリシア・カベスード著

『戦争をなくすための平和教育「暴力の文化」から「平和の文化」へ』

上 條 直 美
(国際平和研究所)



藤田秀雄・
浅川和也監訳
2005年
明石書店

タイトルの原題は、“Learning to Abolish War~Teaching Toward a Culture of Peace”。「戦争をなくすための平和教育」というタイトルからは、戦争のない状態が平和である、という従来の平和の概念を指しているのかと一瞬戸惑う。しかし、副題および原題を見れば、それが平和の文化の創造をめざすものであることがすぐさま分かる。

本書は、ハーグ・アジェンダの構想にもとづく平和教育へのアプローチを示したテキストである。1999年にオランダのハーグでハーグ平和アピール市民社会会議（ハーグ平和市民会議）が開かれた。世界中から1万人の市民が集まり、戦争をなくす

(to abolish war) という共通の目標が掲げられた。そこで採択された「21世紀の平和と正義のためのハーグ・アジェンダ」（ハーグ・アジェンダ）では、平和を実現するための50の勧告が示されており、それらが4つの柱に分類されている。第一の柱は「戦争の根本原因と『平和の文化』」、第二の柱が「国際人道法・国際人権法とその制度」、第三は「暴力的紛争の予防・解決・転換」、第四の柱が「軍縮・非武装化と人間の安全保障」である。本書では基本的にこの4つの柱に沿った形で解説と具体的な教案が示されており、ハンドブックの体裁がとられている。

世界を読みとり歴史をつづる権利としての学び

ハーグ平和市民会議に参加した平和教育者によって平和教育地球キャンペーンが立ち上げられ、キャンペーンを推進していくための共通のテキストが作られた。それが本書の位置づけである。つまり、教育を通して平和な社会を達成することが目指されている。著者の一人ベティ・リアドン氏はこのキャンペーンの推進者であり、グローバルな平和教育運動の推進者である。もう一人の著者、アリシア・カベスード氏は、ラテン・アメリカの平和教育地球キャンペーンのコーディネーターである。

本書では、教育はさまざまな運動にとってもっとも不可欠であり、基礎であるということから特に重要視されるべきであり、また、世界中で平和教育があらゆる教育の中心とされ、推進されるこ

とが求められている、と明言している。これは1985年第四回ユネスコ国際成人教育会議で採択された「学習権」の理念と方向性を一にするものだ。

学習権とは、
読み書きの権利であり、
問い続け、深く考える権利であり、
想像し、創造する権利であり、
自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、
あらゆる教育の手だてを得る権利であり、
個人的・集団的力量を発達させる権利である。

という有名な前文ではじまるこの宣言は、今私たちが直面している地球的な課題も含めて、さまざまな困難を乗り越えるために（生き延びるために）、自らが歴史の主体であることを認識するための学習の重要性を私たちに示している。

本書は、平和教育を定義づけるなどの理論書ではなく、ハーグ・アジェンダで示された平和教育の“新たな”枠組みを明らかにすることをねらいとしている。具体的には学校教育の現場で活用されることが期待されており、そのため第一部は教育方法、教育哲学、教職教養などの教職課程に沿った概論、第二部は、小学校や中学校の教師が授業にすぐに使える授業案の事例集という構成をとっている。一般的な人権・権利やコンフリクトなどのテーマの他に、子ども兵士や市民法廷、ケニアのワンガリ・マータイさんのエピソード、良心的兵役拒否など各国の具体的な事例を教材にしたアクティビティが取り入れられているのが特徴的だ。

構造的暴力の問い直し

本書をよりよく理解するために、『平和学習入門』（藤田秀雄編、国土社、1988年）や『暴力の文化から平和の文化へ 21世紀への国連・ユネスコ提言』（平和の文化をきづく会編、平和文化、2000年）などを併せて読むことをお勧めする。

『平和学習入門』では、まず「平和」の概念が飢餓、貧困、自然破壊、人権抑圧などの構造的暴力として捉えられ、戦争だけではなくこうした構造的暴力のない状態を「平和」と考えるようになった経緯を、1960年代末からの変化として説き起している。

それでは構造的暴力とはどこまでを指すのか？ それに対する答えは、「日本においては、小・中・高校教育の構造が、構造的暴力を形成していると主張している。それは、日本の学校における極端な競争原理と、きびしい管理主義によるものである。」（前掲書9頁）としており、「いじめ」や「自殺」、登校拒否などを生む背景を形づくっていると鋭く批判している。それゆえ、学校教育における教育のあり方、学校という組織体の構造への問い直しが極めて重要視される。平和の文化の推進のために作られた本書が実践の場としてまず学校教育を想定している背景には、学校教育への疑問がある。私たちは、日常生活の中で何らかの組織や社会に属しながら生きている。その中では、さまざまなパワーバランスが働いており、意識されている「権力－従属」の関係や、意識すらしていないうちにそうした関係のもとに置かれており、それが知らぬうちに心の中の澱のようなものになっていくこともある。もちろんいつも従属の立場になっているわけではない。権力の側に立っていることもあるのだ。

「平和の文化」は、1995年にユネスコ総会で定義されており⁽¹⁾、1999年の国連総会で「平和の文化に関する宣言」と「行動計画」が採択され、2000年は「平和の文化国際年」、それに続く10年間は「世界の子どものための平和と非暴力の文化国際10年」と定められた。つまり今その真っ最中なのだ。ユネスコ憲章前文の「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」とはあまりにも有名なフレーズである。

平和教育の新たな枠組み

ハーグ・アジェンダで示された平和教育の“新たな”枠組みとは具体的にどのようなものだろうか？まず本書を通して示されているのは、「暴力の文化」に対する徹底的な「非暴力と社会正義」の主張だ。長い間肯定されてきた「軍備強化こそが、戦争をおさえこむことができるという抑止論」（前掲書11頁）ではなく、また部分的な軍備削減を目指すのではなく、核戦争による破壊に怯えることのない、全世界の完全な軍備撤廃を目指すということを意味している。完全な軍備撤廃なしには、戦争のない世界を実現することはできない⁽²⁾、と考えるのだ。

「暴力の文化」をなくし、「平和の文化」を創造するために、「より現実的で政治的な、また暴力や戦争をなくすことをめざす制度を実現するための手だてに、とくに焦点をあてること」（本書15頁）という、制度的な変革を構想している。「すべての学習者が、これまで普通の市民には難解であるとされ、専門家にまかされていた軍縮・非武装化、非暴力による紛争解決、平和構築、平和維持という複雑な仕事を理解し、政治的影響力をもつようになることである。あらゆる市民は、あたらしい地球規模の安全保障の代替制度の可能性と利点を検討し、評価するよう教育をうける必要がある。基本的な安全保障に関して、一般の市民を排除する神話のような専門性をなくすことが、戦争をなくすための教育の重要な課題である。そのために平和教育は軍縮・非武装化および非軍事化への実際的な提言をする必要がある。市民が変革への可能性を知り、また、制度変革のメカニズムを理解するとき、社会が変革されるのである。この可能性とメカニズムを理解する学習をすすめるのが、21世紀への平和教育のおもな責務である。」（本書16頁）

これは、藤田が平和学習に関わる転換点として、従来の知識や認識を高めるだけでは不十分な平和

学習を「平和な世界を創造する主体の形成」という態度や行動に関わる教育と捉えた点と重なり合う部分である。（前掲書31頁）

学習方法論の面だけでなく、内容論としても、従来の戦争がないという消極的な平和の状態を扱うだけでなく、多文化やジェンダー、環境、開発、宗教間対話、人権、価値、紛争解決、非暴力的抵抗などの積極的平和を含むものである点が新しいとしている。これを「包括的な平和教育」と呼んでいる。

日本の平和教育に向けて

私自身が関わってきた開発教育の実践の立場からは、開発教育が採用している学習方法である参加型学習が、民主的社会の創造や社会変革への態度や参加を養う目的を持つものであることや、社会開発、人間開発、あるいは参加型開発、持続可能な開発などの文脈で語られる開発の概念には、環境、人権、平和、ジェンダーなどが含まれていると認識している。こうした観点から、日本の従来の歴史教育を中心とした平和教育と、欧米諸国の平和教育との間には大きな隔たりがあることが見てとれる。そして欧米諸国の平和教育の概念と、開発教育、あるいはグローバル教育、地球市民教育、ワールドスタディーズと呼ばれるものが非常に重なり合うものであることが理解できる。

2003年6月に出席する機会を得た国際平和学会（IPRA）の平和教育分科会でも、IPRAの捉える平和教育の枠組みは、まさに開発教育、国際教育、人権教育、環境教育、紛争解決教育などを含む上位の概念であるとしている⁽³⁾。

また、2005年7月に参加したEIP⁽⁴⁾のトレーニングコース⁽⁵⁾でも、研修の目的やテーマは平和教育であったが、内容は人権教育そのものであった。世界人権宣言や人権に関わるさまざまなレベルの条約を知り、それらを具体的な場面でどのように有効に使うことができるかを学んだ。（ハーグ・

アジェンダの第二の柱にあたる)

日本における地球的課題を扱うさまざまな教育活動の実践現場に身を置く実感からすると、日本における平和教育は、欧米諸国のような確立の仕方はしていない。各教育活動は、固有の成り立ちや学習内容を深化させて発展してきていることを考えると、平和教育の中心的なテーマである軍縮教育（非武装化教育）（ハーグ・アジェンダの第四の柱）もその緒についたばかりの現状では、実践上はまずは平和教育独自のテーマを深化していくことと、すでに行われている教育活動との接近は欠かすことのできないことであろう。過去の歴史と現在の社会をつなぐ視点、また世界の状況と自分自身の足元をつなぐ視点が、今後の日本の平和教育の大きな課題ではないだろうか。

教育は本当に平和な社会を達成するために有効なのだろうか？ 言い方を換えれば、平和な社会を達成するための教育とはどのようなものか、ということが切実に問われている。

注

- (1) ユネスコの定義では、平和の文化とは「それは、自由と正義、民主主義と寛容と連帯の原

則に基づいた社会的相互作用とわかちあいの文化です」「それは、暴力を否定し、紛争の根本原因にとりくむことによって紛争を予防しようとし、対話と交渉によって問題を解決しようとする文化です。」「それは、あらゆる人たちに、すべての権利の全面的な行使と、自分たちの社会の内発的、主体的な発展へ前面参加するための手段を保証する文化です。」とされている。

- (2) 1978年第一回国連軍縮特別総会最終文書
- (3) Ian M. Harris, 2004 Peace education theory, Journal of Peace Education Vol. 1, Carfax Publishing
- (4) World Association for the school as an Instrument of Peace (平和の道具としての学校のための世界連合)
- (5) 23rd International Session of training in human rights education for primary, secondary and vocational school teachers (第23回 学校教育者のための人権教育研修) 2004年7月4日～9日、スイス・ジュネーブで開催。